**障害福祉サービス事業者（就労移行支援）自己点検表**

事業所の名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自己点検日：　　　　年　　月　　日（　）記入者　職氏名：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ○鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  （平成２９年１２月２２日　鳥取市条例第５５号　改正　令和３年３月２５日条例第１０号）  第１章　総則  （趣旨）  第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第３０条第１項第２号イ、第４１条の２第１項並びに第４３条第１項及び第２項の規定に基づき、指定障害福祉サービス、共生型障害福祉サービス及び基準該当指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるとともに、法第３６条第３項第１号の規定に基づく指定障害福祉サービスの指定に必要な申請者の資格を定めるものとする。  （本条…一部改正〔平成３０年条例３５号〕）  （定義）  第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  （１）　利用者　障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。  （２）　指定障害福祉サービス等費用基準額　指定障害福祉サービス等につき法第２９条第３項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。  （３）　利用者負担額　指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第４２条の２によって読み替えられた法第５８条第３項第１号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第７０条第２項において準用する法第５８条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。  （４）　法定代理受領　法第２９条第４項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第７０条第２項において準用する法第５８条第５項の規定により支給決定障害者（法第１９条第１項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。  （５）　共生型障害福祉サービス　法第４１条の２第１項の申請に係る法第２９条第１項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。  （６）　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。  （７）　多機能型　第７９条に規定する指定生活介護の事業、第１２４条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第１３５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第１４７条に規定する指定就労移行支援の事業、第１５８条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第１７２条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定通所支援基準」という。）第４条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第５５条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第６５条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第７１条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第７２条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。  ２　前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。  （１項…一部改正〔平成３０年条例３５号〕）  （指定障害福祉サービス事業者の一般原則）  第３条　指定障害福祉サービス事業者（第３章、第４章及び第７章から第１４章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。  ２　指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。  ３　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第１５条の規定に従い、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。  （１項…一部改正〔平成３０年条例３５号〕、３項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）  （指定障害福祉サービス事業者の要件）  第４条　法第３６条第３項第１号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。  （１）　指定障害福祉サービス事業者の代表者若しくは役員等又は指定障害福祉サービス事業所の管理者が、鳥取市暴力団排除条例（平成２４年鳥取市条例第１号）第２条第２号に規定する暴力団員であるもの  （２）　指定障害福祉サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業所の運営に当たって、鳥取市暴力団排除条例第６条に定める者の支配を受けているもの  第９章　就労移行支援  第１節　基本方針  第１４７条　就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第６条の９に規定する者に対して、規則第６条の８に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。  第２節　人員に関する基準  （従業者の員数）  第１４８条　指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。  （１）　職業指導員及び生活支援員  ア　職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とする。  イ　職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。  ウ　生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。  （２）　就労支援員　指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を１５で除した数以上  （３）　サービス管理責任者　指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数  ア　利用者の数が６０以下　１以上  イ　利用者の数が６１以上　１に、利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。  ３　第１項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。  ４　第１項第１号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は、常勤でなければならない。  ５　第１項第３号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならない。  （５項…削除・旧６項…５項に繰上〔令和３年条例１０号〕）  （認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）  第１４９条　前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和２６年文部省令・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。  （１）　職業指導員及び生活支援員  ア　職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を１０で除した数以上とする。  イ　職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。  ウ　生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、１以上とする。  （２）　サービス管理責任者　指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数  ア　利用者の数が６０以下　１以上  イ　利用者の数が６１以上　１に、利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ２　前項の従業者及びその員数については、前条第２項から第５項までの規定を準用する。  （２項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）  （準用）  第１５０条　第５２条及び第８１条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第８１条の規定は、適用しない。  （管理者）  第５２条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。  （管理者の資格要件）  第３５条　就労移行支援事業所の管理者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１９条第１項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に２年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。  （職員の配置の基準）  第６３条　就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。  （１）　管理者　１  （６項…削除・旧７項…６項に繰上〔令和３年条例１０号〕）  (従たる事業所を設置する場合における特例)  第８１条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。  ２　従たる事業所は、６人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。  ３　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。  第３節　設備に関する基準  （認定指定就労移行支援事業所の設備）  第１５１条　次条において準用する第８３条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。  （準用）  第１５２条　第８３条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。  （設備）  第８３条　指定就労移行支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。  ２　前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。  （１）　訓練・作業室  ア　訓練又は作業に支障がない広さを有すること。  イ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。  （２）　相談室　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。  （３）　洗面所　利用者の特性に応じたものであること。  （４）　便所　利用者の特性に応じたものであること。  ３　第１項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。  ４　第１項に規定する設備は、専ら当該指定就労移行支援事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。  （構造設備）  第３４条　就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。  （規模）  第３６条　就労移行支援事業所は、２０人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって基準省令第３７条の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う就労移行支援事業所については、１０人以上とすることができる。  第４節　運営に関する基準  （通勤のための訓練の実施）  第１５２条の２　指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。  （本条…追加〔平成３０年条例３５号〕）  （実習の実施）  第１５３条　指定就労移行支援事業者は、利用者が第１５７条において準用する第６０条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。  （２項…一部改正〔平成３０年条例３５号〕）  （求職活動の支援等の実施）  第１５４条　指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。  （職場への定着のための支援等の実施）  第１５５条　指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、利用者が、第１８０条の２に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第１８０条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。  （見出…一部改正・２項…追加〔令和３年条例１０号〕）  （就職状況の報告）  第１５６条　指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。  （準用）  第１５７条　第１０条から第１８条まで、第２０条、第２１条、第２４条、第２９条、第３４条の２、第３６条の２から第４２条まで、第５９条から第６２条まで、第６８条、第７０条から第７２条まで、第７６条、第７７条、第８６条、第８７条、第８８条から第９４条まで、第１２８条、第１２９条及び第１４１条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第１５７条において準用する第９１条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１５７条において準用する第１２８条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第１５７条において準用する第１２８条第２項」と、第５９条第１項中「次条第１項」とあるのは「第１５７条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第６１条中「前条」とあるのは「第１５７条において準用する前条」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第１５７条において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第１５７条において準用する第２０条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第１５７条において準用する第９０条」と、同項第４号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第１５７条」と、第９１条中「第９４条第１項」とあるのは「第１５７条において準用する第９４条第１項」と、第９４条第１項中「前条」とあるのは「第１５７条において準用する前条」と、第１４１条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第１８４条において準用する基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第１８４条において準用する基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。  （本条…一部改正〔平成３０年条例３５号・令和３年１０号〕）  （内容及び手続の説明及び同意）  第１０条　指定就労移行支援事業者は、支給決定障害者等が指定就労移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第１５７条において準用する第９１条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第７７条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。  （契約支給量の報告等）  第１１条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を提供するときは、当該指定就労移行支援の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定就労移行支援の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。  ２　前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。  ３　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。  ４　前３項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。  （提供拒否の禁止）  第１２条　指定就労移行支援事業者は、正当な理由がなく、指定就労移行支援の提供を拒んではならない。  （連絡調整に対する協力）  第１３条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。  （サービス提供困難時の対応）  第１４条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労移行支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。  （受給資格の確認）  第１５条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。  （介護給付費の支給の申請に係る援助）  第１６条　指定就労移行支援事業者は、就労移行支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、就労移行支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。  （心身の状況等の把握）  第１７条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。  （指定障害福祉サービス事業者等との連携等）  第１８条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  （サービスの提供の記録）  第２０条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を提供した際は、当該指定就労移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労移行支援の提供の都度記録しなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定就労移行支援を提供したことについて確認を受けなければならない。  （指定就労移行支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等）  第２１条　指定就労移行支援事業者が、指定就労移行支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。  ２　前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、第１５７条において準用する第１２８条第１項から第３項までに掲げる支払については、この限りでない。  （介護給付費の額に係る通知等）  第２４条　指定就労移行支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労移行支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、第１５７条において準用する第１２８条第２項の法定代理受領を行わない指定就労移行支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。  （緊急時等の対応）  第２９条　従業者は、現に指定就労移行支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。  （業務継続計画の策定等）  第３４条の２　指定就労移行支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労移行支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　指定就労移行支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （本条…追加〔令和３年条例１０号〕）  （業務継続計画の策定等に係る経過措置）  第３条　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新指定障害福祉サービス条例第３４条の２（新指定障害福祉サービス条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１８０条の１２、第１８０条の２０、第１９７条、第１９７条の１１、第２０８条並びに第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。  （身体的拘束等の禁止）  第３６条の２　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。  ３　指定就労移行支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  （１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  （２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  （３）　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  （本条…追加〔令和３年条例１０号〕）  （身体的拘束等の禁止に係る経過措置）  第５条　この条例の施行の日から令和４年３月３１日までの間、新指定障害福祉サービス条例第３６条の２第３項（新指定障害福祉サービス条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１８０条の１２、第１８０条の２０、第１９７条、第１９７条の１１、第２０８条並びに第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。  （秘密保持等）  第３７条　指定就労移行支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  ３　指定就労移行支援事業者は、他の指定就労移行支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。  （情報の提供等）  第３８条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、当該指定就労移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。  （利益供与等の禁止）  第３９条　指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。  ３　指定就労移行支援事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。  （苦情解決）  第４０条　指定就労移行支援事業者は、その提供した指定就労移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。  ３　指定就労移行支援事業者は、その提供した指定就労移行支援に関し、法第１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。  ４　指定就労移行支援事業者は、その提供した指定就労移行支援に関し、法第１１条第２項の規定により市長が行う報告若しくは指定就労移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。  ５　指定就労移行支援事業者は、その提供した指定就労移行支援に関し、法第４８条第１項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。  ６　指定就労移行支援事業者は、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第３項から前項までの改善の内容を市町村又は市町村長に報告しなければならない。  ７　指定就労移行支援事業者は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。  （事故発生時の対応）  第４１条　指定就労移行支援事業者は、利用者に対する指定就労移行支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。  ３　指定就労移行支援事業者は、利用者に対する指定就労移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  （虐待の防止）  第４１条の２　指定就労移行支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  （１）　当該指定就労移行支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  （２）　当該就労移行支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  （３）　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  （本条…追加〔令和３年条例１０号〕）  （虐待の防止に係る経過措置）  第２条　この条例の施行の日から令和４年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス条例」という。）第４１条の２第１号及び第３号（新指定障害福祉サービス条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１８０条の１２、第１８０条の２０、第１９７条、第１９７条の１１、第２０８条並びに第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。  （会計の区分）  第４２条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。  （指定就労移行支援の取扱方針）  第５９条　指定就労移行支援事業者は、第１５７条において準用する次条第１項に規定する就労移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。  ２　指定就労移行支援事業所の従業者は、指定就労移行支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。  ３　指定就労移行支援事業者は、自らその提供する指定就労移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、その結果を利用者及びその家族に周知しなければならない。  ４　指定就労移行支援事業者は、前項に掲げるもののほか、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。  （就労移行支援計画の作成等）  第６０条　指定就労移行支援事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労移行支援に係る個別支援計画（以下この章において「就労移行支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。  ２　サービス管理責任者は、就労移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。  ３　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。  ４　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労移行支援の目標及びその達成時期、指定就労移行支援を提供する上での留意事項等を記載した就労移行支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定就労移行支援事業所が提供する指定就労移行支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労移行支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。  ５　サービス管理責任者は、就労移行支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定就労移行支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する就労移行支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。  ６　サービス管理責任者は、第４項に規定する就労移行支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。  ７　サービス管理責任者は、就労移行支援計画を作成した際には、当該就労移行支援計画を利用者に交付しなければならない。  ８　サービス管理責任者は、就労移行支援計画の作成後、就労移行支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも３月に１回以上、就労移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労移行支援計画の変更を行うものとする。  ９　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。  （１）　定期的に利用者に面接すること。  （２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  １０　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する就労移行支援計画の変更について準用する。  （５項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）  （サービス管理責任者の責務）  第６１条　サービス管理責任者は、第１５７条において準用する前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。  （１）　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労移行支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  （２）　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。  （３）　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  （相談及び援助）  第６２条　指定就労移行支援事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。  （管理者の責務）  第６８条　指定就労移行支援事業所の管理者は、当該指定就労移行支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。  ２　指定就労移行支援事業所の管理者は、当該指定就労移行支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。  （勤務体制の確保等）  第７０条　指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定就労移行支援を提供できるよう、指定就労移行支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所ごとに、当該指定就労移行支援事業所の従業者によって指定就労移行支援を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  ３　指定就労移行支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  ４　指定就労移行支援事業者は、適切な指定就労移行支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  （４項…追加〔令和３年条例１０号〕）  （定員の遵守）  第７１条　指定就労移行支援事業者は、利用定員を超えて指定就労移行支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  （非常災害対策）  第７２条　指定就労移行支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画を利用者及びその家族に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。  ３　指定就労移行支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。  （３項…追加〔令和３年条例１０号〕）  （地域との連携等）  第７６条　指定就労移行支援事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。  （記録の整備）  第７７条　指定就労移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に定めるところにより保存しておかなければならない。  （１）　決算書類　３０年間  （２）　会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類　１０年間  （３）　前２号に掲げる書類以外の記録　５年間  ２　指定就労移行支援事業者は、利用者に対する指定就労移行支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労移行支援を提供した日から５年間保存しなければならない。  （１）　第１５７条において準用する第６０条第１項に規定する就労移行支援計画  （２）　第１５７条において準用する第２０条第１項に規定するサービスの提供の記録  （３）　第１５７条において準用する第９０条に規定する市町村への通知に係る記録  （４）　第１５７条条において準用する第３６条の２第２項に規定する身体的拘束等の記録  （５）　第１５７条において準用する第４０条第２項に規定する苦情の内容等の記録  （６）　第１５７条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （２項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）  （生産活動）  第８６条　指定就労移行支援事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。  ３　指定就労移行支援事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。  ４　指定就労移行支援事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵(じん)設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。  （工賃の支払）  第８７条　指定就労移行支援事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。  （食事）  第８８条　指定就労移行支援事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。  ３　前項の場合において、指定就労移行支援事業者は、食事の材料に県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めるものとする。  ４　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。  ５　指定就労移行支援事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定就労移行支援事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。  （健康管理）  第８９条　指定就労移行支援事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。  （支給決定障害者に関する市町村への通知）  第９０条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。  （１）　正当な理由なしに指定就労移行支援の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  （２）　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。  （運営規程）  第９１条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第１５７条において準用する第９４条第１項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。  （１）　事業の目的及び運営の方針  （２）　従業者の職種、員数及び職務の内容  （３）　営業日及び営業時間  （４）　利用定員  （５）　指定就労移行支援の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  （６）　通常の事業の実施地域  （７）　サービスの利用に当たっての留意事項  （８）　緊急時等における対応方法  （９）　非常災害対策  （１０）　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  （１１）　虐待の防止のための措置に関する事項  （１２）　その他運営に関する重要事項  （本条…一部改正〔令和３年条例１０号〕）  （衛生管理等）  第９２条　指定就労移行支援事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、当該指定就労移行支援事業所において感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  （１）　当該指定就労移行支援事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  （２）　当該指定就労移行支援事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための指針を整備すること。  （３）　当該指定就労移行支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延並びに熱中症の発生の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。  （２項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）  （感染症の発生及びまん延の防止の対策等に係る経過措置）  第４条　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新指定障害福祉サービス条例第３５条第３項（新指定障害福祉サービス条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第１２３条、第１８０条の１２並びに第１８０条の２０において準用する場合を含む。）、第７３条第２項、第９２条第２項（新指定障害福祉サービス条例第１１０条、第１１０条の４、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１９７条、第１９７条の１１、第２０８条及び第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。  （協力医療機関）  第９３条　指定就労移行支援事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。  （掲示）  第９４条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、第１５７条において準用する前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定就労移行支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。  （２項…追加〔令和３年条例１０号〕）  （利用者負担額等の受領）  第１２８条　指定就労移行支援事業者は、指定就労移行支援を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労移行支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。  ２　指定就労移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定就労移行支援を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労移行支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。  ３　指定就労移行支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。  （１）　食事の提供に要する費用  （２）　日用品費  （３）　前２号に掲げるもののほか、指定就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  ４　前項第１号に掲げる費用については、基準省令第１５９条第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところによるものとする。  ５　指定就労移行支援事業者は、第１項から第３項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。  ６　指定就労移行支援事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。  （訓練）  第１２９条　指定就労移行支援事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。  ３　指定就労移行支援事業者は、常時１人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。  ４　指定就労移行支援事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労移行支援事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。  （利用者負担額に係る管理）  第１４１条　指定就労移行支援事業者は、支給決定障害者（基準省令第１８４条において準用する基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が同一の月に当該指定就労移行支援事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定就労移行支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。  ２　指定就労移行支援事業者は、支給決定障害者（支給決定障害者（基準省令第１８４条において準用する基準省令第１７０条の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定就労移行支援事業者が提供する指定就労移行支援（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定就労移行支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。  （準用）  第６９条　第８条、第９条、第１３条から第１９条まで、第２４条から第２６条まで、第２８条から第３２条の２まで、第３４条から第３７条まで、第３９条、第４０条、第４２条、第４３条、第４４条から第４９条まで及び第５３条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第９条第２項第１号中「第１７条第１項」とあるのは「第６９条において準用する第１７条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第２８条第２項」とあるのは「第６９条において準用する第２８条第２項」と、同項第３号中「第３０条第２項」とあるのは「第６９条において準用する第３０条第２項」と、同項第４号中「第３２条第２項」とあるのは「第６９条において準用する第３２条第２項」と、第１６条第１項中「次条第１項」とあるのは「第６９条において準用する次条第１項」と、第１７条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第１８条中「前条」とあるのは「第６９条において準用する前条」と、第３６条ただし書及び第３９条第１項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。  （本条…一部改正〔平成３０年条例３７号・令和３年１０号〕）  第１５章　多機能型に関する特例  （旧１３章…繰下〔平成３０年条例３５号〕）  （従業者の員数等に関する特例）  第２０９条　多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第５６条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が２０人未満である場合は、第８０条第６項、第１２５条第６項及び第７項、第１３６条第６項、第１４８条第４項並びに第１５９条第４項（第１７３条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、１人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。  ２　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第８０条第１項第３号及び第７項、第１２５条第１項第２号及び第８項、第１３６条第１項第３号及び第７項、第１４８条第１項第３号及び第５項並びに第１５９条第１項第２号及び第５項（これらの規定を第１７３条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第２１５条第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。  （１）　利用者の数の合計が６０以下　１以上  （２）　利用者の数の合計が６１以上　１に、利用者の数の合計が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  （１項…一部改正〔平成３０年条例３５号〕、１・２項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）  （設備の特例）  第２１０条　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。  （規模に関する特例）  第８９条　多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定通所支援基準」という。）第４条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第５５条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第６５条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が２０人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。  （１）　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）　６人以上  （２）　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　６人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が１０人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が６人以上とする。  （３）　多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所　１０人以上  ４　離島その他の地域であって基準省令第８９条第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第１項中「２０人」とあるのは「１０人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び次条第３項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、１人以上とすることができる。  （電磁的記録等）  第２１６条　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１１条第１項（第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第９５条、第９５条の５、第１２３条、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１８０条の１２、第１８０条の２０並びに第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、第１５条（第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１８０条の１２、第１８０条の２０、第１９７条、第１９７条の１１、第２０８条並びに第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、第５４条第１項、第１０４条第１項（第１１０条の４において準用する場合を含む。）、第１８６条第１項（第１９７条の１１及び第２０８条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。  ２　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。  （本条…追加〔令和３年条例２７号〕）  附　則  （施行期日）  第１条　この条例は、令和３年４月１日から施行する。 | 審査  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否 | 備考  H29/12/22条例第57号準用  H29/12/22条例第57号  H29/12/22条例第57号第39条準用  H29/12/22条例第57号準用  H29/12/22条例第57号準用  附則  附則  解釈通知  附則  附則  H29/12/22条例第57号  H29/12/22条例第57号 |
|  | 附　則（令和３年６月３０日条例第２７号）  この条例は、令和３年７月１日から施行する。ただし、第１条中鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第２１５条第１項の改正規定及び第７条中鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第６条第５項、第７条第７項及び第７９条第５項の改正規定並びに第８条の規定は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。 |  |  |

注）「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成２６年１月２３日障発０１２３第２号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）における各「主眼事項及び着眼点」に留意すること。

　　また、自立支援給付費に関しては、同「主眼事項及び着眼点」の「介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い」の該当項目を中心に実施すること。